

議案第17号 小松島市共同利用農機具施設条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

本条例において引用している社会福祉事業法につき、題名及び引用条文が改正されていることから所要の改正を行うもの。

小松島市共同利用農機具施設条例(昭和41年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(設置) 第1条 <u>社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第6号</u> に規定する隣保事業として共同利用農機具施設(以下「施設」という。)を置く。	(設置) 第1条 <u>社会福祉法</u> (昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号 に規定する隣保事業として共同利用農機具施設(以下「施設」という。)を置く。	改正